

令和 7 年度 追評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和 7 (2025) 年 6 月

三育学院大学

三育学院大学

大学名：三育学院大学

認証評価実施年度：令和 3（2021）年度

自己評価

基準 3. 教育課程

3-3. 学修成果の点検・評価

(1) 追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- ・学修成果の点検・評価の実施体制及び方法を確立し、点検・評価の結果を分析の上、教育改善にフィードバックするよう改善が必要である。

(2) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(3) 3-3 の自己判定の理由（改善状況及び自己評価）

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーの三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法として、アセスメントポリシー・チェックリストを作成し、活用している【資料 3-3-1】。

1. アドミSSION・ポリシー達成度

本学は、キリスト教を土台とした教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を実践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指している。本学が求める学生像は、看護学を学ぶために必要な基礎学力と思考力、対人関係に必要なコミュニケーション能力、直面する課題を解決しようとする意思と能力、看護学への関心や学習意欲を備えた人物である。1 年次のアドバイザー教員による入学後の個人面談を通して、入学前の情報を適切に入手でき、入学後の学生生活に適応できているかを把握し、教授会を通して共有し、入試広報活動に還元している。また、1 年次の基礎学力確認テスト、社会人基礎力（ジェネリックスキル）の測定結果により、基礎学力、コミュニケーション能力、問題解決能力等を把握し、学生が学修目標を達成できるように努めている【資料 3-3-2】。

2. カリキュラム・ポリシー達成度

学期ごとの成績評価（GPA：Grade Point Average）（以下 GPA）、授業評価アンケート等により、学生の授業の理解度を評価することを通して学修成果を確認している【資料 3-3-3】。また、その結果を反映する休学、退学率といった学生の動静状況も評価指標としている【資料 3-3-4】。さらに、社会人基礎力については、入学時から継続して各学年において測定し、その成果を学年アドバイザーが学生とともに確認することを通して、学修活動や就職活動に生かしている【資料 3-3-5】。加えて、カリキュラムの適正な運用については、新年度開始前のシラバス・チェックをはじめとして、学期ごとの三ポリシーの整合性の点検、年度末の専門性・ディプロマ・ポリシー到達度評価により判断している。

三育学院大学

これらの学修状況の把握とともに、学生生活・学修生活実態調査【資料 3-3-2】【資料 3-3-6】を実施し、学生の満足度を確認し、寮生活や学修環境の調整を図っている。

3. ディプロマ・ポリシー達成度

学位授与率、就職/進学率、国家試験合格率、取得単位数、卒業時 GPA、卒業時アンケートにより評価している【資料 3-3-4】【資料 3-3-7】。また、卒業時には、社会人基礎力を再評価し、その成長度を確認している。さらに、卒業後の就職先へのヒアリングを行い、その結果に基づき卒業生のディプロマ・ポリシー到達度評価を行うとともに、これらの評価結果をもとに、入試制度の見直しに生かすための入試制度別成績も確認している【資料 3-3-8】。

具体的には、学生一人ひとりの学修成果は、各学年末の専門性・ディプロマ・ポリシー到達度評価により判断することに加え、その評価を学生自身が確認することができるように学修成果可視化システム（アセスメンター）（以下アセスメンター）を導入している。学修者は、カリキュラムを通して何を学び身に付けることができるのかを「三つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）」により確認し【資料 3-3-9】、アセスメンターを通して成績評価と自己評価結果を客観視し、総合的な目標達成状況の確認、改善を行っている。

教職員は、ファカルティ・ディベロップメント（以下 FD）及びスタッフ・ディベロップメント（以下 SD）研修・教育研修（年 3 回実施）を通して、学生の学修成果及びディプロマ・ポリシー到達度を確認・検討することにより、三ポリシーの整合性、課題、今後の改善策を共有し、教育活動の改善、向上に努めている【資料 3-3-10】。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述したアセスメンターは、大学内のポータルサイトを活用して運用しており、学生と教員がその内容を共有して確認することができる。アセスメンターは、修得単位、GPA、成績達成度、目標に対する自己評価、授業評価等により構成されており、学期ごとの学修目標と振り返りが入力でき、学生自身が自己を客観視し、自律的に目標達成を目指すことを支援するシステムである。この結果を活用して、アドバイザー教員・学年担当教員、授業科目担当教員は、学生一人ひとりの学修到達度を確認している。特にアドバイザー教員は、学生の学修目標達成度をこのシステムを用いて把握し、学期ごと及び必要時に行う面接の際にこの情報を活用できるとともに、学生と情報共有しながら、課題の確認、改善点の提示、次なる目標設定を進め、学生の学修に関する PDCA サイクルを確立している。また、面接を行った教員は、当該学生へのフィードバックとして、今後の学修に関するコメント（アドバイス等）を登録し、共有できるシステムとなっている。

授業科目担当教員は、自身が担当している科目の受講学生の目標到達度をアセスメンターを用いて把握できる。また、授業評価アンケートの結果を確認し、次の授業改善に役立てている【資料 3-3-3】。その内容は、シラバスに反映し、教員相互によるシラバス・チェック体制により、改善点及びディプロマ・ポリシーとの関連性を点検し、評価結果のフィードバックを行っている【資料 3-3-11】。

三育学院大学

(4) エビデンス（根拠資料）一覧

- ① アセスメントポリシー・チェックリスト【資料 3-3-1】
- ② 学修委員会, 三育学院大学年報 2024 年度, pp. 55-56【資料 3-3-2】
- ③ 2024 年度 三育学院大学 授業評価アンケート集計結果【資料 3-3-3】
- ④ 休学・退学率 FactBook2024【資料 3-3-4】
- ⑤ 学生の社会人基礎力（ジェネリックスキル）測定結果【資料 3-3-5】
- ⑥ 三育学院大学 2025 年度 学生生活調査【資料 3-3-6】
- ⑦ 2024 年度卒業時アンケート集計結果【資料 3-3-7】
- ⑧ 入試広報委員会, 三育学院大学年報 2024 年度, pp. 16-21【資料 3-3-8】
- ⑨ 三つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）【資料 3-3-9】
- ⑩ 2024 年度 FD・SD 研修ポスター【資料 3-3-10】
- ⑪ 三育学院大学シラバス入力内容確認依頼書【資料 3-3-11】

三育学院大学

基準 6. 内部質保証

6-3. 内部質保証の機能性

(1) 追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- ・①学修成果の点検・評価について、体制整備及び組織的な分析・改善ができておらず、学部、研究科及び全学的な PDCA サイクルが機能していない点は、大学の教育の内部質保証システムが十分機能しているとは言えないため、改善を要する。
- ・②教授会規程を含む各種規則の改正・整備、大学運営に重要な理事会・評議員会の運営等に課題がある点について、大学全体としての内部質保証が十分に機能しているとは言えないため、改善を要する。

(2) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(3) 6-3 の自己判定の理由（改善状況及び自己評価）

① 1 番目の改善を要する点について

令和 3（2021）年度の大学機関別認証評価を受けて、全学的な PDCA サイクルに基づく内部質保証システムを機能させるための体制整備として、令和 4（2022）年 3 月に内部質保証委員会を組織した【資料 6-3-1】。委員会は学部長を委員長とし、研究科長ならびに各領域長、事務職員を加えた構成となっている。体制整備として三育学院大学内部質保証委員会規程【資料 6-3-2】、三育学院大学内部質保証組織機能図【資料 6-3-3】、毎年、内部質保証活動方針【資料 6-3-4】を作成し、役割機能を明確に定めている。

本学では毎年、教育研究、学生支援及び管理運営等の大学運営全般の活動を各委員会が中心となり「計画（Plan）」し、大学の教職員によって「実施・実行（Do）」に移されてきた。その都度各委員会で「点検・評価（Check）」し「処置・改善（Action）」に繋げてきた。各委員会の事業計画の実施・評価及び教育活動の実施状況について「年報」にとりまとめ、内部質保証委員会で承認されている【資料 6-3-5】。その後学長及び理事会に提出している【資料 6-3-6】。さらに「日本高等教育機構が定める基準に基づく自己点検・評価」に基づき、自己点検・評価を実施し、自己点検評価委員会が「自己点検評価書」を作成し、学長のチェックを受け公表している【資料 6-3-7】。以上を通じて学修成果等の点検・評価を行い、全学的な PDCA サイクルに基づく内部質保証システムを機能させるための体制整備を行ってきた。

内部質保証のための検証・評価については、PDCA サイクルに基づき各業務を検証・評価することとしており、「自己点検評価書」を内部質保証委員会が検討し、教育の質保証に係る取り組みの結果を最高責任者である学長・理事会に報告してチェックを受けている。学長は改善に向けた方針を内部質保証委員会に提示し、内部質保証委員会は学部・研究科・各委員会等に助言・支援・指導をすることになっている【資料 6-3-3】。

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づく各種の取り組み状況について、内部質保証委員会が作成した学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に従い、大学全体・教育課程・授業科目のレベ

三育学院大学

ル別に項目をあげ、学修成果等を測定・評価している【資料 6-3-8】。

具体的には入学時・在学中・卒業時の各時期における評価項目・評価時期・評価方法・評価者・結果の活用などを明記したアセスメントポリシー・チェックリストを内部質保証委員会が作成し、チェックに関わる各担当部署を決定、その部署の責任のもと実施・評価を行った【資料 6-3-9】。アセスメントポリシー・チェックリスト全体の評価としては、内部質保証委員会において学期末に三つのポリシーの成果についてチェックを行い、IR 委員会での分析結果も活用しながら改善に生かしており、大学組織全体として学修成果の点検・評価を実施している。単位取得状況・資格取得状況・GPA 取得状況は、教授会で確認することで全教員が共有し、社会人基礎力（ジェネリックスキル）の評価も含めて学生の成長を確認している。特に令和 7（2025）年度は、学生の社会人基礎力の可視化について IR 委員会が 2 年前より導入された社会人基礎力（ジェネリックスキル）を測定する PROG（Progress Report On Generic Skills）（以下 PROG）の有用性の評価を行った。現在使用している PROG は基準集団とのサンプルサイズのギャップデータが含まれていたことから結果の解釈が困難であること、さらに大学独自に変数を設定して分析を行うことができないことから、令和 7（2025）年度から新たな社会人基礎力尺度を用いて評価することを内部質保証委員会へ提案された。それを踏まえて内部質保証委員会において学生の社会人基礎力の可視化ツールの変更を検討し、承認され学長へ報告を行った【資料 6-3-10】。

大学全体の学修成果の点検・評価の具体的な取り組みとしては、内部質保証委員会が主導して、全学教職員が参加するファカルティ・ディベロップメント（以下 FD）及びスタッフ・ディベロップメント（以下 SD）研修・教育研修を 8 月・12 月・3 月に開催した【資料 6-3-11】。FD 研修・教育研修では、学修成果の可視化システム（アセスメンター）を活用して領域ごとに担当科目群の学生の自己評価、授業評価アンケート【資料 6-3-12】、成績評価を全体的に概観、学修成果の到達度を分析し、必要な対策を検討し全学で共有している。

以上の体制整備・組織的な分析・改善により、全学的な PDCA サイクルが運用され、大学の教育の内部質保証システムが機能している。

② 2 番目の改善を要する点について

各種規則に関する改正・整備の課題点については、基準 4-1 に対する改善を要する点として以下の指摘を受けた。

〈学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、「三育学院大学看護学部教授会規程」第 2 条及び「三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程」第 3 条に「その他学長が必要と認める事項」を定めているが、その具体的事項を学長自身が定め、周知していない点は改善が必要である。〉

教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、「三育学院大学学長裁定」を令和 5（2023）年 10 月 1 日を施行日として定めた【資料 6-3-13】。その他大学に係る各種規則・規程全般の見直し、整合性の確認を実施し、教授会、大学運営委員会、理事会等で改正・整備を行った。また年度初めの理事会において、前年度の内部質保証の取り組みとして、ホームページ上に自己点検評価報告書を公表したこと、FD 研修会を通して学修成果の評価を行い、教育カリキュラムの自己点検サイクルを運用しているこ

三育学院大学

とを報告した。

また前回の認証評価で基準を満たしていると評価されたが、改善を要する点として指摘された事項に関しては以下の取り組みをした。

【基準項目 4-1】 教学マネジメントの機能性に関する改善を要する点

- ・学生の懲戒等の手続きについて、学長が適切に定めていない点については改善が必要である。

三育学院大学学則第 70 条に規定する学生の懲戒に関する事項についての三育学院大学懲戒規程において、学生の懲戒等の手続きについて学長が適切に定めていることを明記した規程に改正した【資料 6-3-14】。懲戒の対象とすべき行為があったと認められるときは、学部長は、懲戒委員会を設置し、慎重かつ速やかに当該事案に係る事実関係の調査及び審議を行い、調査結果を教授会の審議に付す。懲戒の要否にかかわらず見解を明示し、学長に文書で報告し、学長の承認を得ることを定めており、学長の適切な判断が発揮される。規程の改廃は学部教授会の審議を経て、学長が決定することを定めている。この規程は、令和 5（2023）年 4 月 1 日より施行されている。

【基準項目 5-2】 理事会の機能に関する改善を要する点

- ・常任理事会への委任事項について、理事会で委任されたとする日常の業務処理が明確に定められていない点は改善が必要である。

常任理事会への委任事項については、令和 6（2024）年 7 月の理事会にて【資料 6-3-15】

「学校法人三育学院常任理事会内規」を制定し、同日より施行している【資料 6-3-16】。

内規では以下の 5 点について、常任理事会への委任事項としている。

- (1) 資産の取得、処分及び管理に関する事項
- (2) 職員の採用、退職、移動、給与及び厚生等に関する事項
- (3) 寄附行為を除く法人及び学校運営上基本となる諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (4) 職員の懲戒に関する事項（懲戒解雇を除く）
- (5) その他日常の業務に関する事項

なお、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の私立学校法改正の対応としての寄附行為変更において、理事会の定数を 10 人以上 14 人以内から 6 名以上 10 名以内と変更した上で常任理事会は廃止した。令和 7（2025）年 3 月 28 日認可の寄附行為は令和 7（2025）年 4 月 1 日より施行され、5 月開催の理事会にて候補者を選定し、5 月 26 日開催の評議員会にて評議員会の意見聴取を経て 6 月 11 日開催の理事会にて理事選任を行った。この後 6 月の定時評議員会後に新理事の元での理事会が発足し、理事長・業務執行理事の選出が行われる予定である。また、令和 7（2025）年度の定時評議員会前に任期が満了する役員・評議員並びに令和 7（2025）年度の定時評議員会後に任期が満了する役員・評議員については、寄附行為の附則にて任期を令和 7（2025）年度の定時評議員会までに伸長・短縮する旨記載することで、対応している。

三育学院大学

- ・監事の監査報告書について、理事会及び評議員会で審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして、適切ではないので改善が必要である。

監事の監査報告書については、理事会及び評議員会で報告し【資料 6-3-17】、報告書を理事長に提出することで寄附行為に定めるとおりの対応となり、改善されている。

また法人本部では私立学校法改正に伴う寄附行為変更及び理事会、評議員会運営の見直しと同時にガバナンスコードの見直しを含め、法人運営の整備を進めることにより大学の内部質保証の確立に努めている。

【基準項目 5-3】管理運営の円滑化と相互チェックに関する改善を要する点

- ・監事の選任において、理事長が監事の選任をした根拠となる書類がないため、理事長が監事を選任したことが分かる書類の作成等、専任手続きの改善が必要である。

理事長による監事の選任に関する文書の作成について、従来は監事選任通知書を作成せず、就任承諾書のみを受領していた【資料 6-3-18】。この点について、現監事に説明を行い、新たに監事選任通知書を作成し、その承諾を得た【資料 6-3-19】。なお、選任手続きに関しては、令和 7（2025）年度から改正される寄附行為の第 5 章（監事、第 1 節「選任及び解任等」）において、監事の選任に関する事項を明記している【資料 6-3-20】。

以上、令和 3（2021）年度に受審した大学機関別認証評価において指摘された「改善を要する点」については、学長のリーダーシップ及び内部質保証委員会を中心とした整備・改善により大学運営に活かされたと評価でき、また各種規則の改正・整備、理事会・評議員会の運営等も適切になされ、大学全体としての内部質保証が機能している。

(4) エビデンス（根拠資料）一覧

- ① 内部質保証委員会，三育学院大学年報 2022 年度，p. 67【資料 6-3-1】
- ② 三育学院大学内部質保証委員会規程【資料 6-3-2】
- ③ 三育学院大学内部質保証組織機能図【資料 6-3-3】
- ④ 2025 年度内部質保証委員会活動方針【資料 6-3-4】
- ⑤ 2024 年度第 11 回内部質保証委員会議事録【資料 6-3-5】
- ⑥ 三育学院大学年報 2024 年度【資料 6-3-6】
- ⑦ 令和 5 年度自己点検評価書【資料 6-3-7】
- ⑧ 三育学院大学学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）【資料 6-3-8】
- ⑨ アセスメントポリシー・チェックリスト【資料 6-3-9】
- ⑩ 2025 年度第 4 回内部質保証委員会議事録【資料 6-3-10】
- ⑪ 2024 年度 FD・SD 研修ポスター【資料 6-3-11】
- ⑫ 2024 年度 三育学院大学 授業評価アンケート集計結果【資料 6-3-12】
- ⑬ 三育学院大学学長裁定【資料 6-3-13】
- ⑭ 三育学院大学懲戒規程【資料 6-3-14】
- ⑮ 2024 年度第 2 回 学校法人三育学院理事会議事録（抄）【資料 6-3-15】
- ⑯ 学校法人三育学院常任理事会内規【資料 6-3-16】

三育学院大学

- ⑰ 2024 年度第 1 回 学校法人三育学院理事会議事録(抄)・2024 年度第 1 回 三育学院評議員會議事録(抄)【資料 6-3-17】
- ⑱ 学校法人三育学院監事就任承諾書【資料 6-3-18】
- ⑲ 学校法人三育学院監事選任通知書【資料 6-3-19】
- ⑳ 学校法人三育学院寄附行為【資料 6-3-20】